

坂総合病院 倫理委員会規程

- ①03.01.16 事務局検討、②03.01.23 追加修正事務局長、③03.01.23 清書
④03.02.13 事務局、⑤03.03.29 倫理委員会確認。⑥04.02.24 追加、修正
⑦09.02.07 改訂 ⑧13.04.06 改訂 ⑨15.10.31 改訂
⑩21.12.04 改訂

【目的・設定】

第1条 この規程は、公益財団法人宮城厚生協会 坂総合病院（以下「当院」という）における臨床上の倫理的課題について医学的、倫理的、社会的観点から検討・判断を行うことを目的に坂総合病院倫理委員会（以下、「委員会」という）を置く。

2. なお、委員会は臨床研究の妥当性・管理に関する役割を兼ねる。臨床研究審査に関する規程は別途定める。

【審議事項】

第2条 委員会は当院で行う医療行為等について生じる、または生じる可能性の高い倫理的問題に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 臨床倫理の方針・ガイドライン等の策定及び改定に関すること
- (2) 社会的な倫理課題についての検討
- (3) 確立していない医療行為に関すること
- (4) 臨床事例の倫理的検討（訴訟、事故にかかわる個別症例の検討は行わない）
- (5) 臨床倫理に関する教育及び研修の企画・立案に関すること
- (6) その他臨床の倫理的問題への対応に関すること。

【委員構成】

第3条 委員会は以下のように構成され、院長により任命される。

なお、委員は男女両性で構成されなければならない。

- ① 委員長（当院所属医師）
 - ② 副委員長（当院所属医師）
 - ③ 内部委員（当院所属の職員）
 - ④ 外部委員（当院所属の職員以外で構成）
2. 坂総合病院 病院長（以下、「病院長」）は委員会の円滑な運営のため、委員長と内部委員より構成された倫理委員会事務局（以下、「事務局」）を設置する。
 3. 委員は任期を1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
 4. 委員は、臨床研究審査を行う上で必要な要件を満たすため、必要な教育・研修を少なくとも年1回受講しなければならない。

【開催および議事】

第4条 委員会は原則として隔月で委員長が招集し、委員の過半数の出席により成立する。

2. 委員会は委員長が必要と認める場合に随時開催することとする。（第7条）

【委員以外の出席】

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、事務局の同意を得て、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴取することができる。

【検討結果】

第6条 委員長は、検討に関する議事を病院長に答申しなければならない。検討により改善項目が指摘された場合には、院長は内容を確認し委員長を中心とした改善措置を指示できる。

2. 委員会にて答申の一本化が困難な場合は、討議経過とそれぞれの意見を併記する。
3. 院長は、委員会での決定を最大限尊重しなければならない。

【守秘義務・患者等の匿名性の保持】

第7条 委員会の出席者は、職務上知り得た情報を外部へ漏洩してはならない。なお、委員を退いた後も同様とする。

2. 患者及び患者家族、その他配慮の必要な関係者の匿名性を担保することとする。

【臨床事例迅速検討会】

第8条 委員会は臨床倫理事例および社会的な臨床課題の検討において、必要に応じて臨床倫理事例迅速検討会を設けることができる。

2. 構成は、(1)内部委員、(2)当該患者等の主治医、(3)所属する診療科長および関係する職員とする。
3. 臨床事例迅速検討会の結論に関しては、直近の委員会にて報告する。委員会において審査された内容は、後日院長に答申する。

【方針・ガイドライン等の策定及び改定】

第9条 委員会は、臨床倫理において日々刻々と変化する臨床現場に準じた方針・ガイドラインの策定・及び改定に努めなければならない。

2. 委員会は、策定・改定した指針に関して定期的な見直しを行う。
3. 方針・ガイドライン等は委員会での審議を経て、後日院長へ答申する。事務局が中心に関連部署へ方針・ガイドライン等の共有を行い、職員への周知に努める。
4. 策定・改定された方針・ガイドライン等は、当院ホームページへ掲載する。

【内規の設定】

第10条 本規程に定められていない内容に関して対応が必要な場合、事務局内で検討し内規として定め、対応する。その後、委員会にて内規についての報告を経て、病院長の了承を得る。

2. 内規に関しては、年度末に検討を行い、本規程に追加・改訂を行う。

【改廃規程】

第11条 本規程の改廃は、委員会での検討を経て当院管理部にて承認を得る。

2. 管理部承認後、本規程の内容に矛盾・誤字脱字など、委員会の運営に明らかに影響がないことが明らかな修正に関しては改廃の対象外とし、修正内容を別途記録作成し事務局へ報告することとする。

参考資料

日本医師会－医の倫理の基本知識	https://www.med.or.jp/doctor/rinri/i_rinri/001014.html	
日本生命倫理学会	https://ja-bioethics.jp	
日本臨床倫理学会	https://square.umin.ac.jp/j-ethics/index.htm	
日本版 POLST（DNAR 指示を含む）作成指針	https://square.umin.ac.jp/j-ethics/workinggroup.htm	
日本透析医学会－ガイドライン	https://www.jsdt.or.jp/dialysis/2094.html	
厚生労働省－人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-S hidouka/0000197701.pdf	
日本看護倫理学会－ガイドライン	http://jnea.net/GUIDELINE.html	
日本緩和医療学会－ガイドライン	https://www.jspm.ne.jp/guidelines/	
神戸大学医学部－四分割法を使用した意思決定・方針合意	https://www.med.kobe-u.ac.jp/jinsei/acp_kobe-u/acp_kobe-u/doc/13_0_2_0191210.pdf	